

精神医療審査会の課題

小池 清廉

(京都府立洛南病院、京都府精神医療審査会)

1. 審査会活動の現状から見た問題点と改善すべき課題

(1) 少ない請求件数

精神保健法が施行され、精神医療審査会制度がわが国で初めて導入されたとき、精神病院や行政関係者のなかには、請求が続出して混乱が生じると考えたものがいたようだ。発足後の委員構成を見ても、府県による若干の差異はあるものの、精神病院経営者団体の要望がかなり反映されていると思われる。

ところが、実際の請求は少なく、処遇改善請求にいたっては、きわめて少ないことが判明した。請求件数の2年間の傾向を見ると、ほぼ横ばいで入院全患者の0.22-0.24%に過ぎない(ただし請求取り下げを除く、取り下げを含めると、それぞれ0.30及び0.32%)。

また、電話請求が認められているにもかかわらず、十分に活用されていない。審査会窓口である行政への電話相談は、都道府県による差はあるものの、請求受付件数に比べて相当に多く、最小の3(鳥取)から最大の464(東京)、県当り平均87に達しているので、請求につながるような対応をすべきであろう(小池清廉;全国精神医療審査会会長会議の現状、日精協雑誌、1992年2月号掲載予定)。

請求件数には、府県差、病院差がきわめて大きい。また、請求件数の実に25%が請求者によって取り下げられていることについても検討の必要があろう。

請求が少ない理由は以下のようなものと考えられる。

① 請求しづらい病院内の事情

特定病院に請求ゼロという実態があり、病院格差が大きい。これは医療看護の質の問題と関連しているであろう。

② 請求を受け付ける行政の対応

行政の対応にも差がある。患者の人権よりも病院の立場を守りかねない傾向が、地域によってはあるのであろうか。

③ 審査会の姿勢

審査会の姿勢に差があるからであろうと考えられる。

④ 地域の特性

地域の社会文化的背景や人権意識の定着状況が考えられるが、最も大きい理由は①の病院側の事情ではないかと思う。

(2) 委員の意識の格差

患者救済(不当入院や抑圧的処遇の改善)のために精神医療審査会が機能することになっているが、審査会委員の意識にかなりの差異がある。府県差があり、同一審査会内の医療委員間の意見に大きな

違いのある府県がある。審査会の権限を極力抑えようとする立場（団体推薦者に多い）と、処遇についての勧告や調整機能等を積極的に進めようとする立場の意見に分かれる（精神神経学会調査）。

法の趣旨を踏まえ、審査会が十分に機能するためには、全体会議の徹底ばかりでなく、全国的規模の研究会活動が必要である。（精神神経学会調査→精神医療と法に関する委員会；精神医療審査会の実状についてのアンケート調査、精神誌93巻6号492-505, 1991）

審査会委員の意識に大きな格差がある以上、全国的な研究会組織の発足と基準となるガイドラインづくりが必要であろう。

(3) 書類審査の限界

書類審査の限界があるのはいうまでもないが、審査間隔が措置入院で6カ月、医療保護入院で1年というのは、3カ月以内の入院が多い短期入院化傾向が定着した現状にそぐわない。書類に、処遇形態、治療方針、入院予定期間が明記されていないと、書類審査は円滑に行えないことを指摘したい。

実地審査の範囲を拡大し、審査期間を更に短縮することが望ましい。

なお、審査結果の通知文がそっけないため、請求者から不満が出ている。各審査会が工夫して説明文を添付すべきである。

(4) 審査会体制の不備

患者救済という立場から見れば、現状の合議体の開催回数（府県差がある）、委員の総数（1府県15名まで）、委員の構成（1合議体医療委員3名、法律委員1名、学識委員1名）に問題があるといえよう。また、事務当局である行政の対応にも府県差が少なくない。

委員の増員と構成の改善が必要である。都道府県によっては、明らかに少なすぎる。公正さが疑われてもやむを得ないような現行の医師（又は民間病院団体）偏重は、改めるべきであろう。

(5) 調整機能について

例えばいわゆる「社会的入院」は、入院継続の必要性はほとんどない筈であるが、審査会独自でケースワークすることができない。審査会が行政や病院に勧告することしかできないが、審査会が勧告しこれをフォローすることで調整活動を促進させることが可能である。現状では、調整機能が審査会活動に明確に規定されていないため、調整活動を行わない審査会が多いようである。

行政及び病院に対して、審査会は積極的に勧告すべきである。これは重要な役割と考えられる。そうすることによってよい影響が現れている事例がある。この勧告ないし指導的な調整は、審査会の重要な役割というべきであろう。そのような調整は現在でも可能であり、積極的に推進すべきではなかろうか。

(6) 審査会資料の公開

非公開のために、かえって人権擁護に役立っていないきらいがある。統計件数等は公開し、審査会の趣旨を定着すべきである。

(7) 望まれる第三者性の確立

委員構成、委員任命、主管行政のかかわりかた等から、第三者性が確立しているとはいいがたい事情があると思われる。

準司法機関として十分な活動ができるよう、独立した事務局とできれば専任の委員の確保が望まれる。行政から文字どおり独立すべきであるし、患者人権擁護のための公正な審査が行われるべきである。

(8) 上級審査機関の必要性

上級の審査が受けられないという現状は明らかに不満である。また、合議体の決定に不満があつて

も、6カ月後でないとは再審査請求ができない。

上級審査機関としての中央精神医療審査会が必要である。

また、退院後は請求ができないことから、請求を避けるため、請求者を退院させてしまう病院があると聞く。退院後一定期間は、請求権を認めるべきであろう。

(9) 保護義務者制度の問題点

保護義務者の義務が苛酷に過ぎる現行法の問題点や、市区町村長保護によるソーシャルワークの不在や不足が、全国精神医療審査会会長会議（年1回開催）でも例年論議されている。

たとえば、高齢保護義務者の再調査指示、市区町村長保護例についての病院あて問い合わせなど、現時点で審査会が活動できる範囲は決して少なくないと考えられる。

(10) 任意入院をめぐる問題

問題があるとされる精神病院に、審査の対象になっていない任意入院や「一般入院」が多いという傾向が一部に見られる。患者の判断能力を考慮しない任意入院や「一般入院」の乱用、閉鎖的処遇下での任意入院など、インフォームド・コンセント、法の適正手続きを十分に踏まえない安易な入院のさせ方が見られる。

老年痴呆等判断能力に問題がある状態は、原則的に医療保護入院とすべきであるが、かなりの数が任意入院や「一般入院」によって入院させられている。「審査のがれ」といわれるような実態も指摘されている。

インフォームド・コンセント、法の適正手続きに沿った入院と、処遇形態を配慮した入院形式の適正化が必要である。

(11) 電話相談について

審査会の窓口である行政に電話をしても請求に結び付かず、「電話相談」で終わってしまう事例が多いのは、入院患者の心理から見てうなづけることであろう。救済への道は、電話相談を積極的に取り上げることであるが、それを受け付ける行政の対応には相当の府県差があることが、最近の調査からも判明している。例えば、電話による請求を原則的に受け付けているのは、徳島、佐賀、大分の3県のみ、電話相談の内容をわざわざ病院管理者等に報告している府県が24あった（電話相談の統計のない県もかなりある）。電話相談の内容をすべて審査会に閲覧しているのは、京都府、件数だけ報告しているのは、福島県のみであった（前掲小池論文参照）。

(12) 病院側の問題

患者や職員へ法の趣旨及び手続きが徹底しているか。審査会あての電話や請求を病棟内で優先的に保証しなければならない筈であるが、実態はどうか。職員の態度、電話代や書類・郵券の配備、保護室からの請求の保証等はどうか。医師の認識不足等、病院側の問題がまず問われなければならない。

2. 患者の人権擁護のために

精神医療審査会は、患者人権の擁護という点で、かなりの変化をもたらしつつある或はもたらす筈であるが、実態としては上記のような多くの問題をはらんでいる。その活動には府県差が大きく、法の趣旨が十分に活かされているとはいえないと思われる。消極的運営に終始したり、工夫不足であったりする傾向がないわけではない。また、制度上改善すべき点が少なくないが、その改善策については概略前述した通りである。

患者人権を保証するために、審査会活動の充実と体質改善並びに制度的改善のほか、以下の活動が大切であり、これらの活動がないかぎり、審査会活動も充実したものにならないと考える。

(1) 病院側の条件づくり

病院関係者の患者に対する人権感覚を改める必要が今なおあるといわねばならない。そして、治療・生活環境を大幅に改善する必要がある。病院の施設基準、人員配置、行動制限基準、入院病床数、病棟規模（看護単位）、収容主義など処遇内容の抜本的見直しが必要である。

(2) 患者救済活動

いわゆる啓発運動も遅れているが、今後の消費者（利用者）運動ないし、ボランティア活動などに期待されるところが大きい。そのような社会的状況のなかで、患者の権利も定着していくものといえよう。

資料1. 都道府県別精神病院数・病床数及び在院患者数等の状況

(平成2年6月30日現在)

都道府県	人口 (千人 (元10.1))	精神 病院数	精神 病床数	人口万対 病床数	在 患 者 院 数 A	在 利 用 率 (%)	人口万対 在院患者数	措 置 者 数 B	人口万対 措置患者数	B/A (%)
1 北海道	5,670	130	21,844	38.5	21,555	98.7	38.0	606	1.1	2.8
2 青森	1,502	26	5,026	33.5	4,773	95.0	31.8	64	0.4	1.3
3 岩手	1,419	22	4,897	34.5	4,816	98.0	33.9	115	0.8	2.4
4 宮城	2,236	29	4,740	21.2	4,584	96.7	20.5	107	0.5	2.3
5 秋田	1,234	26	4,778	38.7	4,677	97.9	37.9	121	1.0	2.6
6 山形	1,260	17	3,008	23.9	2,980	99.1	23.7	55	0.4	1.8
7 福島	2,099	40	8,650	41.2	8,379	96.9	39.9	321	1.5	3.8
8 茨城	2,821	38	8,405	29.8	8,178	97.3	29.0	366	1.3	4.5
9 栃木	1,915	29	5,686	29.7	5,489	96.5	28.7	236	1.2	4.3
10 群馬	1,955	20	5,707	29.2	5,689	99.7	29.1	316	1.6	5.6
11 埼玉	6,290	51	11,763	18.7	11,488	97.7	18.3	557	0.9	4.8
12 千葉	5,471	51	12,053	22.0	11,574	96.0	21.2	78	0.1	0.7
13 東京	11,885	118	26,790	22.5	24,957	93.2	21.0	103	0.1	0.4
14 神奈川	7,846	57	12,540	16.0	11,850	94.5	15.1	269	0.3	2.3
15 新潟	2,481	32	7,577	30.5	7,774	102.6	31.3	135	0.5	1.7
16 富山	1,121	29	3,699	33.0	3,854	104.2	34.4	215	1.9	5.6
17 石川	1,161	21	4,089	35.2	3,879	94.9	33.4	65	0.6	1.7
18 福井	823	12	2,196	26.7	1,982	90.3	24.1	70	0.9	3.5
19 山梨	849	11	2,696	31.8	2,659	98.6	31.3	126	1.5	4.7
20 長野	2,157	32	6,008	27.9	5,623	93.6	26.1	259	1.2	4.6
21 岐阜	2,059	20	4,453	21.6	4,362	98.0	21.2	376	1.8	8.6
22 静岡	3,652	37	7,590	20.8	7,455	98.2	20.4	319	0.9	4.3
23 愛知	6,628	57	14,278	21.5	13,886	97.3	21.0	630	1.0	4.5
24 三重	1,784	22	5,382	30.2	5,414	100.6	30.3	576	3.2	10.6
25 滋賀	1,208	11	2,151	17.8	2,072	96.0	17.2	121	1.0	5.8
26 京都	2,606	22	6,971	26.7	6,679	95.8	25.6	48	0.2	0.7
27 大阪	8,747	68	21,587	24.7	20,734	96.0	23.7	169	0.2	0.8
28 兵庫	5,380	42	12,126	22.5	11,675	96.3	21.7	668	1.2	5.7
29 奈良	1,370	11	2,644	19.3	2,684	101.5	19.6	223	1.6	8.3
30 和歌山	1,081	13	2,999	27.7	2,794	93.2	25.8	171	1.6	6.1
31 鳥取	618	11	1,993	32.2	1,949	97.8	31.5	61	1.0	3.1
32 島根	789	17	2,534	32.1	2,446	96.5	31.0	36	0.5	1.5
33 岡山	1,931	23	5,884	30.5	5,347	90.9	27.7	161	0.8	3.0
34 広島	2,853	46	9,128	32.0	9,182	100.6	32.2	453	1.6	4.9
35 山口	1,588	35	6,575	41.4	6,848	104.2	43.1	485	3.1	7.1
36 徳島	834	22	4,723	56.6	4,645	98.3	55.7	293	3.5	6.3
37 香川	1,027	21	4,295	41.8	4,226	98.4	41.1	163	1.6	3.9
38 愛媛	1,525	22	5,088	33.4	4,992	98.1	32.7	332	2.2	6.7
39 高知	832	26	4,203	50.5	4,000	95.2	48.1	217	2.6	5.4
40 福岡	4,790	105	21,937	45.8	21,969	100.1	45.9	661	1.4	3.0
41 佐賀	880	19	4,480	50.9	4,301	96.0	48.9	248	2.8	5.8
42 長崎	1,577	40	8,631	54.7	8,512	98.6	54.0	146	0.9	1.7
43 熊本	1,848	46	9,154	49.5	8,910	98.0	48.2	408	2.2	4.6
44 大分	1,243	27	5,079	40.9	5,359	105.5	43.1	563	4.5	10.5
45 宮崎	1,176	26	6,204	52.8	5,936	95.7	50.5	252	2.1	4.2
46 鹿児島	1,810	51	10,343	57.1	10,557	102.1	58.3	520	2.9	4.9
47 沖縄	1,222	24	5,544	45.4	5,165	93.2	42.3	88	0.7	1.7
計	123,253	1,655	358,128	29.1	348,859	97.4	28.3	12,572	1.0	3.6
対前年計	122,779	1,648	355,334	28.9	346,540	97.5	28.2	15,036	1.2	4.3

資料：1 病院数、病床数、在院患者数及び病床利用率は、病院報告（速報表）

2 措置患者数は、厚生省報告例

3 人口は、総人口（総務庁統計局）

資料2. 都道府県別・入院形態別在院患者数等

都道府県	措置	医療保護	任意	その他	計	実地審査		
						措置	その他	計
1 北海道	606	7,094	12,409	1,462	21,571	87	0	87
2 青森	63	1,362	3,276	72	4,773	77	0	77
3 岩手	118	1,912	2,752	34	4,816	110	105	215
4 宮城	108	1,234	3,092	152	4,586	124	0	124
5 秋田	120	1,715	2,636	198	4,669	125	0	125
6 山形	54	892	1,796	238	2,980	61	514	575
7 福島	321	2,973	4,888	202	8,384	354	0	354
8 茨城	366	2,771	4,920	128	8,185	135	0	135
9 栃木	236	2,469	2,603	182	5,490	129	0	129
10 群馬	316	2,687	2,646	40	5,689	167	0	167
11 埼玉	557	5,307	4,799	848	11,511	201	0	201
12 千葉	78	4,201	6,791	505	11,575	62	0	62
13 東京	102	9,633	14,557	661	24,953	21	79	100
14 神奈川	269	6,823	4,455	294	11,841	264	0	264
15 新潟	135	3,112	4,422	106	7,775	154	223	377
16 富山	216	1,442	2,152	46	3,856	249	138	387
17 石川	65	1,645	2,129	45	3,884	63	43	106
18 福井	72	370	1,506	38	1,986	100	0	100
19 山梨	126	1,141	1,353	39	2,659	146	0	146
20 長野	259	1,336	3,436	595	5,626	286	0	286
21 岐阜	373	1,249	2,711	30	4,363	299	102	401
22 静岡	319	3,510	3,599	28	7,456	350	0	350
23 愛知	639	6,553	6,294	410	13,896	296	0	296
24 三重	575	913	3,611	243	5,342	0	0	0
25 滋賀	121	561	1,368	19	2,069	130	0	130
26 京都	48	1,923	4,210	493	6,674	64	0	64
27 大阪	177	10,247	9,640	632	20,696	14	0	14
28 兵庫	666	5,850	4,958	208	11,682	719	0	719
29 奈良	223	1,188	1,272	5	2,688	166	35	201
30 和歌山	171	1,799	824	1	2,795	211	0	211
31 鳥取	57	616	1,218	58	1,949	63	0	63
32 島根	36	425	1,633	344	2,438	0	0	0
33 岡山	159	1,639	3,116	438	5,352	0	0	0
34 広島	451	3,751	4,637	347	9,186	487	169	656
35 山口	484	3,270	3,079	15	6,848	511	264	775
36 徳島	293	2,553	1,794	6	4,646	317	0	317
37 香川	161	1,287	2,663	111	4,222	59	3	62
38 愛媛	332	3,253	1,380	31	4,996	96	0	96
39 高知	217	1,372	2,264	147	4,000	355	4	359
40 福岡	661	7,909	12,120	1,401	22,091	551	0	551
41 佐賀	249	1,219	2,557	291	4,316	270	169	439
42 長崎	145	2,186	5,678	502	8,511	33	0	33
43 熊本	402	3,867	4,587	77	8,933	420	0	420
44 大分	566	2,246	2,459	92	5,363	615	238	853
45 宮崎	246	2,874	2,582	203	5,905	296	0	296
46 鹿児島	520	4,921	5,046	71	10,558	560	656	1,216
47 沖縄	88	1,823	2,585	730	5,226	87	70	157
計	12,566	139,123	184,503	12,818	349,010	9,884	2,812	12,696
対前年	15,042	165,685	152,536	13,137	346,400			

構成比 3.6% 39.9% 52.9% 3.7% 100.0%

資料：入院形態別在院患者数は、平成2年6月末現在精神保健課調

実地審査件数は、平成元年度精神保健費等国庫負担（補助）金実績報告

資料3. 平成2年度定期病状報告書の審査件数(平成2年度 統計)

都道府県	医療保護入院届 (33-1)				定期病状報告書								その他の届			
	審査 件数	適 当	変 更	不 適	審査				措置入院者				医療保護 入院届 (33-2)	医療保 護33-1 退院届	応急 入院	仮 入院
					件数	適 当	変 更	不 適	件数	適 当	変 更	不 適				
1 北海道	2953	2953			5476	5476			1145	1145			933	3541	0	1
2 青森	977	977			859	859			107	107			221	1238	0	0
3 岩手	750	750			1421	1419	1	1	211	211			241	1131	0	0
4 宮城	811	811			908	908			189	189			290	871	0	0
5 秋田	665	665			1308	1308			192	192			0	81	0	0
6 山形	565	565			672	672			85	85			183	614	1	0
7 福島	1169	1169			2450	2450			595	595			400	1382	0	2
8 茨城	947	947			2015	2015			631	631			381	1608	0	0
9 栃木	945	945			1958	1958			419	419			270	1101	0	1
10 群馬	1002	1002			2219	2218	1		599	599			301	1215	0	0
11 埼玉	2640	2640			4127	4127			1060	1060			788	2958	1	4
12 千葉	2497	2497			3383	3382	1		125	124	1		812	2686	11	0
13 東京	6187	6171	16		7318	7269	49		41	41			2328	7185	81	0
14 神奈川	3273	3272	1		5268	5265	3		429	428	1		979	3417	0	0
15 新潟	1367	1367			2596	2596			267	267			154	1648	0	0
16 富山	626	626			1135	1135			418	413	5		197	749	2	1
17 石川	856	856			1250	1250			112	112			255	1050	0	0
18 福井	239	239			256	256			146	146			46	305	1	0
19 山梨	384	384			794	792	1	1	206	200	6		112	591	2	1
20 長野	454	454			1012	1012			455	455			168	513	1	1
21 岐阜	467	467			1018	1018			701	701			217	528	1	0
22 静岡	1438	1438			2877	2877			689	689			395	1732	0	0
23 愛知	3496	3496			5185	5185			1234	1234			977	3406	18	0
24 三重	529	529			706	706			1094	1094			164	536	0	0
25 滋賀	392	392			416	416			246	246			150	416	0	0
26 京都	1001	1001			1412	1412			74	74			411	1164	0	0
27 大阪	4859	4859			7732	7732			228	228			1902	5861	11	2
28 兵庫	2159	2156			4385	4385			1193	1193			678	2603	0	0
29 奈良	790	790			953	953			385	385			274	587	0	0
30 和歌山	468	468			1561	1561			326	326			166	589	0	0
31 鳥取	371	371			429	429			90	90			116	380	0	0
32 島根	293	291	うちきり 2		310	307	1	2	55	54	1		126	364	0	0
33 岡山	1040	1040			1174	1174			318	313	2	3	469	1029	2	0
34 広島	1791	1790	1		2876	2854	22		774	764	10		398	1650	0	2
35 山口	1077	1077			2538	2538			912	912			365	1287	1	0
36 徳島	614	614			2117	2117			564	564			187	800	0	0
37 香川	584	584			905	905			260	260			174	786	0	0
38 愛媛	1358	1357	しんさ 1		2840	2840			630	629	しんさ 1		385	1512	0	0
39 高知	714	714			1057	1056	1		399	374	25		224	915	1	0
40 福岡	2587	2587			4778	4778			957	957			970	4387	0	6
41 佐賀	648	648			944	944			467	466	1		192	775	1	0
42 長崎	858	858			1648	1643	5		276	276			287	943	0	0
43 熊本	1311	1311			3187	3187			737	732	(審査中5)		455	1494	1	0
44 大分	776	776			1941	1941			1042	1041	1		221	881	0	0
45 宮崎	913	913			2523	2523			516	516			249	1102	0	3
46 鹿児島	1530	1530			3693	3693			810	810			337	2353	0	0
47 沖縄	717	717			1310	1310			147	146	1		317	1115	0	0
計	62085	62064	18	0	106995	106906	85	2	22556	22493	54	3		73079	136	24

うちきり 2
しんさ 1

うちきり 2

しんさ 6

東京都集計

資料4. 都道府県別請求件数と審査件数

(1) 平成2年度退院等の請求について(全都道府県 平成2年度分統計)

都道府県	退院等 請求件数				取下げ等 件数				審査件数				内 訳										
	措置	医保	任意	小計	措置	医保	任意	小計	措置	医保	任意	小計	入院処遇は 適 当			要入院形態 の 変更			入院処遇は 不 適 当				
													措	医	任	措	医	任	措	医	任		
1 北海道	3	6		9		1		1	3	5		8	3	5									
2 青 森	3	9		12				0	3	9		12	3	8								1	
3 岩 手	1	13		14		1		1	1	12		13	1	12									
4 宮 城	2	2		4					2	2		4	2	2									
5 秋 田	2	15	2	19		8	2	10	2	7		9	2	7									
6 山 形	1			1					1			1	1										
7 福 島	1	20		21	1	9		10		11		11		11									
8 茨 城	4	7		11					4	7		11	4	7									
9 栃 木	3	20		23	1	5		6	2	15		17	1	15							1		
10 群 馬	2	10		12		3		3	2	7		9	2	6								1	
11 埼 玉	3	21		24		4		4	3	17		20	3	16								1	
12 千 葉	11	33		44	1	12		13	10	21		31	10	21									
13 東 京	5	101		106		24		24	5	78		83	5	76									
14 神奈川	5	13		18	1	2		3	4	11		15	3	10		1	1						
15 新 潟	3	18		21	1	7		8	2	11		13	2	11									
16 富 山		6	1	7		2	1	3		4		4		4									
17 石 川		11		11						11		11		11									
18 福 井		2		2						2		2		2									
19 山 梨	3	11		14					3	11		14	3	11									
20 長 野	1	2		3					1	2		3	1	2									
21 岐 阜	2	7		9					2	7		9	2	7									
22 静 岡	1	26		27	1	7		8		19		19		16								3	
23 愛 知	2	10		12					2	10		12	1	10		1							
24 三 重		1	1	2						1	1	2		1	1								
25 滋 賀	3	3	1	7	1			1	2	3	1	6	2	3	1								
26 京 都	7	20	2	29	1	3	2	6	6	17		23	4	16		2	1						
27 大 阪	4	88		92	1	26		27	3	62		65	2	50		1	1					しんさ取下11	
28 兵 庫	6	26		32	3	19		22	3	7		10	3	4			3						
29 奈 良	3	27		30		6		6	3	21		24	3	21									
30 和歌山		3		3						3		3		3									
31 鳥 取	2	4		6		1		1	2	3		5	2	3									
32 鳥 根	3	10	2	15		1	2	3	3	9		12	3	8								1	
33 岡 山	6	44	1	51		6	1	7	6	38		44	5	37			1					(継続 1)	
34 広 島	8	48		56	6	29		35	2	19		21	2	18								1	
35 山 口	5	8		13					5	8		13	4	8		1							
36 徳 島		9		9		1		1		8		8		7			1						
37 香 川	1	5		6					1	5		6		4							1	1	
38 愛 媛	1	34		35		5		5	1	28		29	1	28									
39 高 知	4	31	7	42	1	6	7	14	2	24		26	1	23		1						1	
40 福 岡	18	47		65	1	5		6	17	42		59	16	42								1	
41 佐 賀	14	12		26		5		5	14	7		21	14	7									
42 長 崎		4		4						4		4		4									
43 熊 本	10	34	1	45	1	6		7	8	27	1	36	8	27								(未審査 2) 1	
44 大 分	6	14		20	2	7		9	4	7		11	4	7									
45 宮 崎	3	4		7	1			1	2	4		6	2										
46 鹿 児 島	3	9		12		2		2	3	7		10	3	7									
47 沖 縄	2	5		7		2		2	2	3		5	1	2								審査中退院 2	
計	167	853	18	1038	24	215	15	254	141	636	3	780	129	600	2	7	10				3	10	1

しんさ 2 継続 1
退院 2

(2) 平成2年度処遇改善請求について（全都道府県 平成2年度分統計）

都道府県	処遇改善件数				取下げ等件				審査件数				内訳								
	処置		任意		措置		任意		措置		任意		入院処遇は適当			要入院形態の変更			入院処遇は不適当		
	措置	医保	任意	小計	措置	医保	任意	小計	措置	医保	任意	小計	措	医	任	措	医	任	措	医	任
1 北海道																					
2 青森																					
3 岩手	3	3		6	1			1	2	3		5	2	3							
4 宮城																					
5 秋田		1		1		1		1													
6 山形																					
7 福島																					
8 茨城		1		1						1		1		1							
9 栃木	2	1		3					2	1		3	2	1							
10 群馬																					
11 埼玉																					
12 千葉		2	4	6		2	2	4				2	2			2					
13 東京		1		1						1		1		1							
14 神奈川																					
15 新潟		2		2		1		1		1		1		1							
16 富山																					
17 石川																					
18 福井																					
19 山梨																					
20 長野																					
21 岐阜																					
22 静岡		3	1	4						3	1	4		2	1						
23 愛知																					
24 三重																					
25 滋賀																					
26 京都	1	2	2	5		1		1	1	1	2	4	1	1	2						
27 大阪		4		4		2		2		4		4		4							
28 兵庫																					
29 奈良		3		3						3		3		3							
30 和歌山																					
31 鳥取																					
32 島根		1		1		1		1													
33 岡山		3	1	4		1	1	2		2		2		2							
34 広島		1		1						1		1		1							
35 山口			1	1							1	1			1						
36 徳島																					
37 香川																					
38 愛媛	1	3	1	5		1		1	1	2	1	4	1	1	1						1
39 高知																					
40 福岡	3	11	2	16	2	2	1	5	1	9	1	11	1	9							1
41 佐賀		2		2		1		1		1		1		1							
42 長崎		1		1						1		1		1							
43 熊本	1	4	1	6		1		1		3	1	4		3	1						(未審査 1)
44 大分		2		2						2		2		2							
45 宮崎																					
46 鹿児島		1		1						1		1		1							
47 沖縄																					
合計	11	51	13	75	3	14	4	21	7	39	9	55	7	37	8	0	0	0	0	1	1

東京都集計

5. 京都府精神医療審査会

1 京都府精神医療審査会の構成

	審査会委員	担当病院数 (病床数)
A班	5名	7病院 (2599床)
B班	5名	6病院 (1906床)
C班	5名	9病院 (2474床)
計	15名	22病院 (6979床)

2 2年度実績

○ 定期の報告等の審査

医療保護入院 入院届	1001件	定期病状報告	1412件
措置入院	定期病状報告	74件	

○ 退院等の請求の審査

請求件数	34件	取り下げ件数	7件	審査件数	27件
------	-----	--------	----	------	-----

3 定期の報告等の審査流れ図

	届出・報告
第2金曜	集金、審査資料作成 (コピー)
第3週前半	資料事前配付 (非医療委員のみ)
第3週金曜	審査会開催 (3班同時開催)
	事務局調査 (病院に対し電話で行う)
翌月審査会	調査結果報告

4 電話相談及び退院等の請求の審査流れ図

